

○荊田町空き家成約奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用及び空き家バンク制度の促進を図るため、荊田町空き家バンクに登録された空き家の売買をする場合において、当該空き家の提供者に対し、予算の範囲内で、空き家成約奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、荊田町補助金交付規則（平成16年荊田町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 荊田町空き家バンク実施規程（令和7年荊田町告示第6号）第5条により荊田町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録している空き家をいう。
- (2) 登録者 荊田町空き家バンク実施規程第5条により空き家バンクに物件登録している者をいう。
- (3) 移住者 本町以外から本町に転入した者をいう。
- (4) 町内在住者 本町に住所を有する者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、奨励金の交付を申請した日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、同一の空き家に対して過去に当該奨励金の交付を受けた者は除く。

- (1) 登録者であること。
- (2) 移住者又は町内在住者との間で、空き家の売買契約を行っていること。
- (3) 前号の移住者又は町内在住者が交付対象者の3親等以内の親族でないこと。
- (4) 町税・上下水道料金等の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと及び暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

(申請期間)

第5条 奨励金の申請を行うことができる期間は、売買契約を締結した日から1年を経過するまでの期間とする。

(交付の申請)

第6条 この奨励金を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、奨励金を受けようとする年度の2月末日までに、空き家成約奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付及び不交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査し、交付を決定したときは、空き家成約奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは空き家成約奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 申請者は、奨励金の交付決定を受けたときは、空き家成約奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 町長は、前条の奨励金の請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家成約奨励金返還命令書(様式第5号)により、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があった

とき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。